

# 若者定住促進 家賃補助

事業名	転入者	新婚世帯
対象者	<p>下記を満たす転入者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入時において39歳以下であること</li> <li>・町外に1年以上居住した者で、転入後本町に居住し新たに住民登録していること</li> <li>・転入後1年以内に企業に正規雇用されていること、又は転入時において既に企業に正規雇用されていること</li> </ul>	<p>下記を満たす新婚世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻届の提出から1年以内の新婚世帯であること</li> <li>・夫婦共に39歳以下であること</li> <li>・夫婦のいずれもさつま町に住民登録していること、及び夫婦のいずれかが企業に正規雇用されていること</li> </ul>
交付要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記対象者となってから、現在まで引き続き町内に居住し、本町に住民登録していること</li> <li>・民間賃貸住宅に居住していること(3親等以内の親族が所有する住宅以外)</li> <li>・町税等(町税, 保育料, 水道使用料及び町営住宅使用料)の滞納がないこと</li> <li>・転勤者又は外国人技能実習生でないこと</li> </ul>	
交付金額	<p>町内企業に勤務している場合</p> <p style="text-align: center;"><b>家賃月額</b>の <b>1/2</b> × 最長<b>24</b>ヵ月 (月上限2万円)</p> <p>町外企業に勤務している場合</p> <p style="text-align: center;"><b>家賃月額</b>の <b>1/4</b> × 最長<b>24</b>ヵ月 (月上限2万円)</p>	
用語について	<p>企業………事業所若しくは店舗又は工場を有する法人及び個人事業主</p> <p>正規雇用………雇用期間の定めがなく、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に規定する厚生年金、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に規定する労働者災害補償保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に規定する雇用保険を適用する雇用</p> <p>技能実習生………外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)に規定する者</p> <p>賃貸住宅………賃貸借契約を締結した自己の居住用の住宅(公営住宅及び社宅, 官舎, 寮等並びに親族が所有する住宅を除く)</p> <p>家賃……… 管理費・共益費, 駐車場代等を除く賃貸借料から住宅手当を控除した月額</p>	

- 申請期限は、交付要件を満たしてから1年以内です。
- 補助額・補助期間は、要件を満たした時点で異なります。

## 【お問合せ】

さつま町役場 産業・定住支援室 移住定住係

TEL 0996-26-1823 (直通) FAX 0996-52-3514

E-mail pr-teijyuu@satsuma-net.jp

補助金の詳細な内容や申請様式は、町ホームページにも掲載しております。



若者定住促進  
家賃補助